

資料 1

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(地域公共交通計画/生活交通確保維持改善計画に基づく事業) 案

令和 7年 1月 日

協議会名: 中央市地域公共交通活性化協議会
 評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①運行事業者	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
山梨交通株式会社 「中央市役所本館～シルクふれんどりい線」	「中央市役所本館～JR小井川駅～山梨大学医学部附属病院～中央市役所玉穂支所～JR東花輪駅～中央市役所豊富支所～シルクふれんどりい」間を運行	【事業評価結果(助言)】 住民を巻き込み、関係者と情報を共有しながら事業を推進する 【反映状況】 市内施設のリニューアルオープンと連携し、バス利用促進イベントを開催し新規利用者の獲得を図った。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	B 目標値である年間利用者10,000人に対して約85%(8,518人)の達成率となり、目標達成に至らなかった。 【効果】 利用者の固定化が見受けられるものの、高齢者を中心とした自身で交通手段を有さない交通弱者の日々の通院・買い物等生活に密着した移動手段となっている。 またJR身延線の東花輪駅、小井川駅、幹線系統へ接続する交通手段として機能している。	市民ニーズに即した公共交通実現のため、デマンド交通の導入等、本市にふさわしい事業の在り方を検討していく。 イベントにおける啓発活動や、転入者への時刻表配布、小中学生のコンクール入賞作品の車内掲示、関係部署をはじめ他分野とも連携した利用促進(イベントの開催)など、継続した利用促進を図る。

事業実施と地域公共交通計画／生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 7年 1月 日

協議会名：	中央市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>○中央市地域公共交通計画の基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none">・「交通弱者」の救済・「交通空白地域」の解消・「実現可能」で「持続可能」な公共交通・「広域的な視点」「地域間の視点」「地域内の視点」によるネットワーク構築 <p>○フィーダー系統維持の目的・必要性</p> <p>本市は市街化が進んでいる地区と農村地区があり、両者は一級河川笛吹川で隔たれており、市内間を結ぶ公共交通が必要不可欠である。</p> <p>フィーダー系統を維持し地域内及び地域間幹線をつなぐことで、交通弱者の日々の移動を支える。</p>

事業評価（一次評価）の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、同事業実施要領8、およびガイダンス等に基づき、協議会で諮った上で自己評価（一次評価）を1月末日までに当局宛てに送付いただく必要があります。提出いただいた自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会に基づく二次評価を行います。

※フィーダーについては、補助金交付申請の有無にかかわらず、「計画認定を受けた」全ての協議会が評価対象になります。

※評価結果は補助金交付決定の可否に影響を与えません。

※車両補助を活用した場合は、フィーダーの評価の際にその内容も含めて評価して下さい。

【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。（※計画認定時に特例の適用を受けている必要があります。）

提出書類

①事業評価.xlsx



詳細は次ページ参照

②事業評価ポンチ絵.pptx



③添付書類

- (例)
- ・地域の公共交通体系図（鉄道、民間路線バス、コミバス 等）
 - ・補助対象事業の運行系統図・区域図
 - ・補助対象事業の実績データ（利用者数、収支 等）
 - ・その他参考となる資料（利用促進の取組 等）



直近3カ年分の関東管内各協議会の事業評価を、下記リンク先「各事業評価の公表」にて掲載しておりますのでご参照下さい。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/business-evaluation.html

4. 事業評価

事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことこそが重要です！



② 事業概要：

系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合においては、その旨を記載する。

③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：

当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画（別紙）に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

④ 事業実施の適切性：

地域公共交通計画（別紙）に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,C の3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤ 目標・効果達成状況：

計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,C の3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した

B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった

C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：

事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。

「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。

また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了（系統廃止等）した場合はその旨を記載する。